

午前10時29分開会

○西岡委員長 いいですか。それでは、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。保険年金課長が出張公務のため欠席となります。

前回ご案内いたしましたとおり、本日から委員、理事者の皆様には、タブレットを全庁LAN用のパソコンにより資料をご確認いただくようになります。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程をご覧ください。議案審査が2件、報告事項は、子ども部が1件、保健福祉部が1件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づきまして、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席をさせていただいております。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第29号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、教育委員会資料1の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1番、改正趣旨でございます。区の家庭的保育事業に係る職員などの配置基準につきましては、国の定める内閣府令に基づきまして区の条例で定めているものでございます。今般、この区の条例が従うべきものとなってございます国の内閣府令が一部改正されましたため、この基準を定める条例につきましても改正をする必要があるというところでございます。

2番、改正の内容でございます。小規模保育事業ですとか事業所内保育事業における3歳以上児に係ります年齢別配置基準をこちらの表のように改めるものでございます。

左から、年齢区分、改正前と改正後の状況を載せてございますけれども、満3歳児につきましては、おおむね20人につき1人から、おおむね15人につき1人の改正となります。満4歳以上児につきましては、おおむね30人につき1人から、おおむね25人につき1人の改正というところでございます。

項番3、新旧対照表でございます。別紙のとおりつけさせていただいております。詳細等を後ほどご確認を賜ればというふうに思っております。

4番、施行の期日でございますけれども、公布の日から施行させていただくものでございます。

なお、本区の小規模事業所等の現況でございますけれども、その全てにおきまして、0・1・2歳児までの受入れとなっておりますため、この基準の変更による影響はないものと考えておるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、討論は省略させていただいてよろしいですね。はい。それでは、これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者は全員です。

議案第29号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 賛成全員です。よって、議案第29号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第29号の審査を終了いたします。

次に、議案第30号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、議案第30号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部改正につきまして、保健福祉部資料1に基づきましてご説明いたします。

初めに、項番1、改正理由でございますが、介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターの職員に関する基準等を改める必要があることに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

次に、項番2、改正の内容でございますが、(1)は、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例に関しまして、介護保険法施行規則の改正に伴う引用条項の改正でございます。具体的には、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定されていた地域包括支援センターの定義規定が、改正により同号イに改められたため、改正するものでございます。

(2)は、千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例に関しまして、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数に関する基準の改正でございます。具体的には、介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、自治体が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数に関する基準が改正されたことにより、改正するものでございます。

いずれも具体的な改正部分につきましては、別紙の新旧対照表に記載してございます。

次に、項番3、施行期日につきましては、公布の日からでございます。

最後に、項番4、新旧対照表につきましては、別紙のとおりでございますが、改正部分は下線部分のとおりとなっております。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 この2の改正内容のうち、（2）の地域包括支援センターの職員の基準の改正と。条例文を見れば分かるとおっしゃいましたが、もうちょっと具体的にどういう基準の緩和なのかというのを説明していただけますか。

○辰島在宅支援課長 ただいまの質問、地域包括支援センターに関するところでございますが、在宅支援課からお答えさせていただきます。

地域包括支援センターの職員の配置につきまして、実情に応じて柔軟な職員配置を可能とするものでございます。具体的に申しますと、一つの地域包括支援センターにおきまして、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、3職種と言っているんですが、この3職種の配置につきまして、常勤で各職種1名配置することを原則としつつ、実情に応じて常勤換算法による配置ですとか、また、複数の圏域を合算して3職種の職員を配置することを可能とするという改正でございます。

○牛尾委員 つまり、本来ならば、一つのセンターにちゃんとそうした3名の方が配置されなければいけないと。ただ、場合によっては、人員不足などで配置が可能ではないといった場合に、一つの地域、幾つかの支援センターがあるんでしょうけれども、一つの地域全体で満たしていればいいよと、そういうことだということですかね。

○辰島在宅支援課長 はい。今、牛尾委員からご指摘ございましたように、今、千代田区の場合、地域包括支援センター、高齢者あんしんセンターと呼んでおりますけど、二つございます。その二つの地域包括支援センターは一つとみなして、その中で職員の配置をするというところが可能になるという改正でございます。

○牛尾委員 つまり、基準が緩和されたら、基準の緩和ということによろしいんですか。

○辰島在宅支援課長 国からの表現で言いますと、柔軟な対応が可能になったということでございます。

○牛尾委員 私は基準緩和だと思うんですけども、これ、これは条例が仮に改正されたことによって、千代田区では何か影響が出るんですか。

○辰島在宅支援課長 現在、当区におきましては、両センターとも3職種常勤で複数、2名以上配置しているというところでございます。今回の改正によってということでございますが、現在、改正前の基準以上が配置されておるというところでございます。また、そのような配置をするように仕様書にも盛り込んでいるというところございまして、影響はございません。

○牛尾委員 つまり、条例が変わらなくても同じだということですよ、影響ないということですよ。

○辰島在宅支援課長 はい。現在の状況におきましては、影響はないと認識してございます。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今、牛尾委員のほうからの質疑で確認は取れましたけれども、これ、例えば全国市区町村で改正をされて、例えば、今、千代田区では十分な配置をしているけれども、ほかの自治体で足りなくなった場合、千代田区の今の配置されている方が異動してしまうとかという心配はないですよ。

○辰島在宅支援課長 今、池田委員、ご質問のございました、例えば、今、当区のほうでは人材が満たされているというところで、ほかのところで満たされていないからといって、

そちらのほうに移るかかどうかというのは、今のところは想定はしておりません。

○池田委員 はい。併せて、例えば、今、実際にうちの本区ではしっかりと3職種が配置されているという今の答弁もありましたけれども、まあ、ないとは思うんですけども、この包括支援センターのほうでの人材確保が難しくて配置ができないといった相談は、今までにあたりはしていますか。

○辰島在宅支援課長 今のところ、そういった相談は受けておりません。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了させていただきますが、討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）

はい。それでは、これより討論に入ります。

○牛尾委員 議案第30号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部改正について、意見表明いたします。

質疑にあったとおり、この改定は、地域包括支援センターの人員の緩和という内容だということが分かりました。職員の不足によって、緩和しなければいけないという自治体も当然あるでしょう。ただ、千代田区の場合は、そうした緩和をする必要がないということも明らかになりました。緩和しなければ職員が確保できないという地域ならまだしも、千代田区はそういう状況ではありません。本来は、基準の緩和よりも人員確保のために処遇の改善、そうしたことでしっかり人員を確保していくという方策が必要だと思います。

そうした立場から、今回の条例には反対をいたします。

○西岡委員長 はい。

ほかに討論ございますか。

○池田委員 議案第30号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、介護保険法施行規則が、改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置についての実情に応じて柔軟な配置をすることが可能とするものであります。そもそも今回の基準改正は、全国の自治体、市区町村が条例を定めるに当たって従うべき基準であること、また、本区における包括支援センターの職員配置は、改正前の基準以上に職員が配置されていることが確認できたことから、本議案には賛成いたします。

○西岡委員長 はい。

ほかに討論ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、討論を終了させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第30号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。おのでら委員、池田委員、えごし委員、白川委員、はまもり委員、富山委員。賛成多数です。よって、議案第30号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第30号の審査を終了させていただき、日程1、議案審査を終了させていただきます。

ここで、教育長退席のため、暫時休憩をいたします。教育長、ありがとうございました。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○西岡委員長 それでは、委員会を再開します。

これより、日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）神田さくら館における子育てひろばの実施について、理事者からの説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料2に基づきまして、神田さくら館における子育てひろばの実施についてご説明させていただきます。

まず、神田さくら館の7階につきましては、今年度、教育研究所とはくちょう教室が移転しまして、今、開いている状況でございます。

令和7年度から普通教室不足に対応するための工事が開始されるということで、今年度内、活用が可能な状況でありますことから、子育てひろばを実施することとしております。

実施する内容につきましては、資料の2に書いてございます。今、準備を進めておりまして、今年の9月中には開設をいたしまして、令和7年3月までの期間を予定しております。

実施日については、毎週の火曜・水曜・木曜日の3日、時間は午前10時から午後4時までを考えております。なお、祝日、年末年始は神田さくら館が休館のため実施できない状況でございます。

（3）の実施内容でございますが、まず二つお部屋を設けまして、一つは、乳幼児のお子さんが遊べるスペースといたします。もう一つ、乳幼児の親子さんが休憩できる、また飲食ができるようなお部屋とする予定でございます。

また、遊ぶスペースにおきましては、外部の講師にも来ていただくような形で、リズム遊びですとか体操、そういったプログラム、また季節の行事なども実施できればと考えております。また、保護者同士の情報交換、お話の時間ですとか、また、職員による子育て層への対応、こういったこともできるようにしたいと考えております。

ただいまこういった内容につきまして準備をしておりまして、具体的な内容については、広報千代田9月5日号で周知を行う予定でございます。

また、令和7年度以降は、この神田さくら館7階は使用ができなくなりますが、近隣の公共施設を活用するなどいたしまして、子育てひろばについては継続したいと思っております。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございました。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 まず、7年度以降は使用できなくなる理由は何ですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 冒頭申し上げましたが、千代田小の普通教室の不足が今後見込まれるので、もともとその教室に対応するための工事を行う予定です。その工事が令和7年度から開始されるので、7年度は7階のフロア自体が使えなくなるという予定でございます。

○牛尾委員 この工事終了後はどうなんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 工事が終わった後は、教室として学校のほうでお使いになる予定と聞いております。

○牛尾委員 じゃあ、神田公園地区の公共施設の活用というのは、どの辺りを大体イメージされているんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まだ調整などはこれからですが、公共施設という点では、近くの神田公園の区民館ですとか内神田集会室、こういったものがございませけれども、もともとの使用の状況もございませから、なるべくそういったところとのすみ分けといいたいでしょうか、うまくできるような形で思っております。また、公共施設が難しければ、ちょっとまた別の方法も考えながら、何らかの事業を継続していきたいと考えています。

○牛尾委員 これ、大体、利用の想定人数というのはどれぐらいを想定されているんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 先ほど申し上げた実施内容のこの何らかの行事ですとか、プログラム、こういったものの頻度とかにもよるかと思うんですが、大体20人から30人ぐらい、1日で、多い日は、ご利用されるかなと想定しております。

○牛尾委員 結構、ほかの子育てひろばの事業では、内神田、延べででしょうけれど、0・1歳の親子なかよしタイムだと1,790人とか、神田児童館では3,000人近く利用されていますよね。大体希望される、それに対応できるようなスペースだったり、そうしたものは大体もう対応できるだろうというような感じですかね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね。ここの地域で対象がこの0・1・2歳のお子さんを中心とした子育て家庭ということで、そこに対応できるスペースというのは、確保できる見込みでございます。

○牛尾委員 今の千代田小の上では対応できると。ただ、7年度以降は新たなところを探さなければいけないということですので、そこはしっかり、今から場所をどうするかとか、そういうのを見越して対応していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 現在、今年度の実施の準備をしています。来年度の準備といえますか検討、こういったものも並行して行っている状況です。

○西岡委員長 今、麴町小学校も出張所の和室を潰して教室にしているような状態で、千代田小も教室数が足りなくて、こういう対応なので、ちょっと長期的にいろいろとプランを考え直さなきゃいけない時期にあるのかなと思いますので、そこはしっかりご検討よろしくをお願いします。

ほかにありますか。

○池田委員 その他のところでも、今、重複するかもしれないですけども、神田公園地区の公共施設というところで、これ、せっかく暫定的に今回、このさくら館を利用するということで、スタートしたという受け止めをしています。これ、そうはいつでも半年ぐらいですよ。ここで使った後に、本当に継続して同じようなひろばを設けていかないといけないというところは、暫定で利用できただけでというふうにならないように。

そうは言いながらも、先日のはくちょう教室拡充みたいに、民間のところでは、家賃がかかるようなところだと、やはりそこはまた違う考えなのかなというのがありますから、ぜひその公共施設というところを十分に加味しながら検討をしていただきたいと思うんですけど、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まずは今年度始めまして、来年度以降もしっかり継続できるようにということで、準備をしていきたいと考えております。

○西岡委員長 ご納得できましたか。もう一回質問しますか。

池田委員。

○池田委員 検討は大事なんですけども、やはり限られた公共施設というところもありつつ、この時期だけ、皆さん頼りにしている場所にならないように。で、この期間が過ぎた後に、結局できませんでしたというか、検討したけれども見当たらなかったというところは、苦肉の策でも何か考えなければいけないと思います。スポーツセンターの改築もまだまだ先が長いですから、そういうところでも、こういう遊び場というスペースみたいなものの中に入れ込んでいくということも十分考えられるのかなと思いますから、そのところは、何ていうのかな、所管をまたいで検討材料の一つとしても上げていただきたいと思うんですけども、その辺りはいかがでしょう。

○吉田児童・家庭支援センター所長 はい。庁内ほかの関係部署にもご協力を頂きながら、こういった場所の確保は進めていきたいと思います。いずれにしてもしっかりとこの子育てひろば事業を続けていけるようにやっていきたいと思っております。

○西岡委員長 はい。お願いいたします。

ほかにございますか。

○白川委員 この預け方というんですかね、親御さんが預けて別のところに行くということも想定しているんでしょうか。あるいは、もう一緒にいることが前提ですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちら、親子でご利用いただくことを想定していますので、お預かりのサービスは実施しない予定でございます。

○白川委員 そうすると、これの目的というのは、情操教育にあるというふうに考えていいですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 はい。ちょっと情操教育とはまた少し違った意味で、保護者の方が、まずは一つ、交流したり、ほかの保護者様、あとは、あるいは職員と交流するような場。それによって子育ての精神的な負担軽減であるとか、そういったものにつながると思います。あとは、お子様が遊べる場ということで、ご家庭内だけではなくて、様々な場所で遊ぶことによって、それは一つ、発育上よろしいのかなというふうに思っております。

○白川委員 分かりました。

それで、こちらの希望なんですけど、これの子育てひろばの目的というのが、どうも親御

さんをサポートするということに重心があるように感じるんですが、我々としては、ぜひ、お子さんの教育を高めるというんですかね、そっちのほうにもぜひ目を配っていただきたいなというふうに思います。

これ、答弁を求めているのではなくて、目的としてなんですけれども、アメリカで50年代でしたかね、前も言いましたけど、ペリー就学前教育計画というのがあって、そこでスラムの子どもたち、2歳から6歳児、2年間、2時間、もう最高の家庭教師を与えて、その後の人生、40年間の人生どうなるかという実験をやったときに、スラムの出身だったんだけど、大学進学率が高かったし、ドラッグをやる子どもというのも激減したしというのがあって、その2歳から6歳の教育というのが非常に大事であるということが分かったわけですね。せっかくこのようなすばらしい企画をやるんだったら、預かっている子どもたちに対しての最高の教育というのが施すことができれば、これの意義というのが非常に上がるなというふうに思ひまして、ぜひその視点というのも今後は入れていただけないかというふうに希望いたします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ちょっとただいまのご指摘全てにお答えできるかどうかは分からないんですけれども、いずれにしてもしっかりと準備いたしまして、親御さんの負担軽減だけではなくて、お子様のよりよい発育、こういったものにも寄与できるような、何らかの取組となればということで、そういった思いでやっていきたいと思ひます。

○西岡委員長 全体的に保育の質の向上というところも、保育園も幼稚園も合わせてやっていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）神田さくら館における子育てひろばの実施について、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わりました、保健福祉部の報告に入らせていただきます。保健福祉部（1）令和6年度敬老会の実施について、理事者からの説明を求めます。

○窪田福祉総務課長 それでは、令和6年度の敬老会につきまして、保健福祉部資料2に基づいてご説明させていただきます。

まず、項番1、開催日時でございますが、9月17日、18日の2日間、昨年度と同様3部制で実施をいたします。地区割につきましてはご覧いただいておりますとおりでございます。

項番2、会場でございますが、昨年度と同じ有楽町でございますヒューリックホール東京でございます。

項番3の対象者でございますが、例年同様、年度末時点で75歳以上の方としてございます。

項番4の公演スケジュール、ご覧のとおりでございます、1回当たり1時間を予定してございます。今年度も小学生の出演はございません。

項番5、演芸内容でございますが、コロケさんによるものまねショーとなっております。

続きまして、項番6、座席につきましては、昨年度と同様、安全確保の観点から全席指定席とさせていただきます。

項番7、申込方法等でございます。対象の方に案内状をお送りしまして、はがき、電話、インターネットのいずれかでお申込みを頂きます。なお、今年度につきましては、抽せんは行わない予定でございます。また、付添いの方につきましては、会場へご入場いただくことは可能でございますが、事前の座席確保は行いません。当日座席に余裕があった場合に限り、ご案内をさせていただきます。ただし、車椅子の方に限り、介助の方1名分の座席を事前にご用意させていただきます。

裏面、おめくりいただけますでしょうか。項番8の送迎についてでございます。公共交通機関のご利用が難しい方のため、送迎バスの手配をさせていただきます。こちら、事前申込制でございます。なお、車いすの方の送迎は、これまで通り行わない予定でございます。

項番9、当日ご参加の方への配布物でございますが、プログラムのほか、お土産については、例年どおりお菓子とお茶をお配りいたします。

項番10、周知方法でございます。先ほど申し上げましたとおり、対象者の方へご案内をお送りしますとともに、広報千代田の7月5日号、8月5日号、9月5日号で周知を予定しております。また、区ホームページへの掲載を行いますとともに、あんしんセンターや相談センターなどの関係機関、民生・児童委員等地域関係者への周知依頼を行ってまいります。

最後に項番11、今後のスケジュールでございます。7月下旬に対象者の方へご案内をお送りいたします。8月下旬を申込み締め切りとしまして、9月上旬にお申込みいただいた方へチケットを送付する予定でございます。

私からは以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○えごし委員 今年も敬老会、同じヒューリックホールということで、昨年の総括とかも踏まえてまた実施していただきたいと思うんですけども、前回、ある最中にちょっとけが人が出たということもございました。通路で倒れられて、その後、様々対応していただいていたと思うんですが。

ちょっと昨年も私も質問もさせていただいたんですけども、ぜひ、けが人が出た際に、その対応する方というのをちょっとしっかり専属でつくっていただきたいなど。もちろんけがとか事故が起こらないということが一番いいことなんですけれども、基本的に何か誰か気づいた人が対応するという形になると、もちろんその方も違うところに担当があるわけで、その担当から抜けてするとなると、ほかのところ为空いてしまったりもしますし、あと全体的に何かあったときに、しっかり通路もこちらから、裏から下ろして、救急車呼んで運ぶとかですね、そういうところまでしっかりと対応できる方というのをつくっていただいたほうがスムーズに行くかなという。その場その場で臨機応変というのも大切なんですけれども、そういう方が1人しっかり担当としていることが大事かなと思っているんですが、その部分はいかがでしょうか。

○西岡委員長 事前に役割表も作っているのかも併せてお願いいたします。

担当課長。

○窪田福祉総務課長 昨年度、おけがをされた方がいらっしゃったということで、今年度はそういったことのないようにしっかりしてまいりたいと考えてございます。

今、えごし委員のほうからご指摘ございました、専属の人をというところでございますけれども、今、委託業者とこれから当日のマニュアルですとか、そういったところを調整を行ってまいる予定でございますので、その中でしっかり人員はつけてまいりたいと考えてございます。

当日の危機管理も含めた運営につきましては、マニュアルをしっかりと、昨年度も作成いたしましたし、今年度も作る予定でございますので、確実にやってまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 もちろん本当に事故がないことが一番なんですが、いざというときにしっかり対応して、またそれも安心して敬老会参加の方が参加できるようにしていただきたいと思えます。

あと、もう一点なんですが、前回、各町会の町会長にもこの招待状というのはあったと思うんですけども、ちょっと婦人部長のほうには、ちょっと席数の問題とかもあると思うんですけども、ただ、やっぱり婦人部長の方もこの敬老会参加の方、かなり関わってやっていただいているので、ぜひ頂ければいいなという声がありました。今回はいかがでしょうか。

○窪田福祉総務課長 今年度も可能な限り、婦人部の皆様には席が割り当てられるようにやってまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございませんか。

○牛尾委員 今年度も小学生の出演がないということですが、これは理由というのは何かあるんですか。

○窪田福祉総務課長 小学生の出演がない理由でございますけれども、まず、コロナ禍以降再開した令和4年度につきましては、感染対策で会を短時間にするために出演を見合わせたという経緯がございます。昨年度につきましては、会場のヒューリックホール、舞台袖にあまり余裕がないことですとか、あと控室が狭いといいますか、数が取れないとか、そういったところで小学生の出演は見合わせてございます。ですので、今年度も同様に、というところでございます。

○牛尾委員 多分、しばらくここを活用することに多分なる、もちろん広い会場が見つければ別ですけども、しばらくここを活用することになるだろうと。そうすると、もう敬老会で小学生が演奏したり合唱するということが、機会がほぼなくなっていくという感じになると思うんですけども、そこについての考えといいますかね、もうこのままなくしていく方向なのか、それとも何か検討するのか、そこはどうなんですか。

○窪田福祉総務課長 ご指摘のとおり、会場がヒューリックホールであり続ける限りは、ちょっと小学生の出演は難しいかなというふうに考えてございます。

○牛尾委員 そうすると、大体各校持ち回りで発表の場があって、お年寄りの方々も子どもたちの演奏や合唱を楽しみにしているという方もいらっしゃいました。そういったものがなくなってって、再開していくというのが、結構難しくなるのかなと思うので、やはりそこは会場をもっと広い場所を探すとか何なり、検討していただきたいと思えますけども、そこはいかがですかね。

○窪田福祉総務課長 会場につきましては、様々、このヒューリックホール以外も確認をしたりですとか打診をしたりしているところではあるんですけども、区内、様々な劇場、ホールがございますが、そもそも一般貸出しを行っていないですとか、敬老会で高齢者の方を集めてやるには、ちょっと設備的にそぐわないですとか、そういった様々な理由がございます。現状ではヒューリックホールを選択しているという状況がございます。

引き続き、何かいいホールがあれば、確認、打診はしてまいりたいとは考えてございますが、ちょっと現状はお約束が難しい状況でございます。

○牛尾委員 例えば、今では、もうオンラインでいろんな会場をライブで映すということはしょっちゅうやっているじゃないですか。だから、そういったものも活用して、例えばその画面に映し出せるのであれば、子どもたちの演奏を大きい画面で聴いていただくとか。で、逆もあると思うんですよね。なかなか会場には来れないけれども、パソコンとかで、そういった通信機器を持っていらっしゃる方がこういった公演を自宅で見れるようにするとか、そういった、せっかくDXをやっているわけだから、そういったものの活用も検討していただきたいんですけど、いかがですかね。

○窪田福祉総務課長 やはり年1回のこういったイベントで、実際、会場に足を運ばれて、お楽しみいただいているというふうに認識をしております。ですので、今のところ、何かデジタルを活用しての実施というのは特段予定はしていないんですけども、また引き続き敬老会の実施の方法につきましては検討はしていきたいと考えてございます。

○西岡委員長 今のところ、敬老会で生でオンライン配信をするとかそういうことは考えていないということですよ。今の牛尾委員の話だと、小学生を……

○牛尾委員 小学生をね、映して……

○西岡委員長 映す。

○牛尾委員 もう一つは会場に来れない……

○西岡委員長 その逆もありだということですよ。

○牛尾委員 そういった手もあるんじゃないかなという。

○西岡委員長 そこは、今は事実関係は、やっていらっやらないということですね。当日、会場でテレビ画面には映っているという状態で、そこから何か配信しているわけではないですよ。

○窪田福祉総務課長 はい。現状、何かDXなどを活用してオンライン配信をしたりしているということはありません。

○西岡委員長 はい。だそうですので、はい。

ほかにございますか。

○はまもり委員 前回は話に上がっていたので確認になるんですけども、複数人で申し込みたい場合というのは、例えば電話と郵送とウェブフォーム、それぞれで複数人申込みというのはできるようになっていますか。

○窪田福祉総務課長 グループでお申し込みされたい場合ですと、3名までのお申込みであれば、はがき、お電話、インターネット、いずれでも受け付け可能でございます。4名以上のお申込みの場合には、お電話もしくはインターネットで受付をさせていただく予定でございます。

○はまもり委員 それは郵送だとできないという何か理由があるんですか。できればその

辺は、できないのであればそこが分かるように詳しく書いておいてもらえればよいなとは思いますが、確認させてください。

○窪田福祉総務課長 はがきでお申し込みされる方の全員のお名前をお書きいただきますので、ちょっと3名以上の方ははがきに書き切れないので、はがきは3名までとさせていただきます。また、お送りするご案内の中にその旨しっかり書かせていただいております。

○はまもり委員 はい、分かりました。これもこの間、前回のときに確認されたので大丈夫かなと思いたすけれども、付添人とか介助者の方が入れるか分からないというのがある、今回は入れるというのをきちんと書いてくださるのかなと思っています。やっぱり座席の足りるかどうか分からないから、近くに座るとかが書けないということなんですかね。ちょっとそれで前回問題がなかったかどうか、改めて教えてください。

○窪田福祉総務課長 はい。ご指摘のとおりでございます。やはりヒューリックホールになりましてまだ2回目でございますので、付添いの方、確実に全員の方を座席にお着きいただけるかどうか、事前にちょっと分かりかねるところがありますが、入場は可能でございます。その旨は案内のほうにも書かせていただく予定でございます。

ただ、当日、座席は恐らく余裕はあるかとは思いますが、空いた席に、お隣ではないとは思いたすけれども、ご案内をさせていただきます予定でございます。昨年度も同じ運用をさせていただいて、特段大きなトラブルはなかったというふうに聞いてございます。

○はまもり委員 分かりました。状況によっては、その方が例えばちょっと席から離れて、その付添い、高齢者の方のそばに寄るといったことも認めていただけたらなというふうには思いたすけれども、基本的には席に座るんでしょうけど、何かあったときには、そういった柔軟な対応は許してもらえるとということで認識は合っていますか。

○窪田福祉総務課長 はい。付添いの方とご本人が近くのお席に座りたいというお申出があれば、ご本人様の席をちょっと移動していただいて、空いた席にお着きいただいて、お近くで座っていただくというのは可能かと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○池田委員 この区報のほうに、7月、8月、9月と3回掲載をされるということで、スケジュール感と照らし合わせますと、7月の下旬に申込み案内が発送されるというところでは、7月5日号に、きっとこの件も案内をするのかなと思っていたりしているんですが、この8月5日号になると、今度は申込みの受付が締め切りますよという案内なのか。その号ごとに案内の内容が変わってくるんでしょうね。

○窪田福祉総務課長 広報千代田に載せる記事の内容でございますが、7月5日号につきましては、実施をしますということと、あと日時や会場をお知らせさせていただきます。8月5日につきましては、招待状発送後になりますので、その旨とあと演芸の内容、それから申込みの締切日など、周知をさせていただきます。9月5日号につきましては、こちら、チケットの発送の前後になるかと思いたすので、対象の方にお送りしました、お送りしますといったような周知をさせていただきます予定でございます。

○池田委員 で、送迎については事前申込制になっておりますけれども、その辺りの周知というのはどのような方法をされるんでしょうか。

○窪田福祉総務課長 バスの送迎がございますということも広報のほうには載せさせていただき予定でございますし、当然、案内状のほうにも記載をする予定でございます。

○池田委員 これは当日のことなんですけれども、昨年、あそこのヒューリックホールで開催した際に、やはりもともと映画館というところで、場内が非常に暗いんですね。国立劇場とは違って、どうしても照明が落ちてしまう。で、足元には多少のスポットライトはあるんですけども。

ただ、今回の高齢者の方が、公演50分、前回、石川さんのときはどうだったか分からないんですけども、途中でやはり席を立たれたりとか、ちょっと離れるという場合があったときに、どうしても暗いところで足元が心配な方が多々あったようでした。多々というか、少しあった声が聞こえたんですけれども、その辺り、少し配慮していただいて、今回は歌唱ショーではなさそうなので、少し場内を明るくしてあげたりとか、配慮があったらいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○窪田福祉総務課長 その辺り、今後、会場と調整ですとか、演芸の演出と調整をしてみたいと思いますので、また、委託業者のほうとも調整をしてみたいと思いますし、しっかり危なくないようにしてみたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○おのでら副委員長 今回、演芸内容、コロッケさんによるものまねショーということで、今回、芸人の方を起用されるということなんです。これまでは歌手の方を起用されていたと思うんですが、ここは何か理由があって変えられたんでしょうか。ちょっと理由を教えてください。

○窪田福祉総務課長 まず演芸の選定方法についてでございますが、まず、複数の演芸関係の事業者にお声がけをしまして、候補の演芸企画をご提出を頂いてございます。その候補につきまして、連合長寿会の役員会で数案に絞っていただきまして、その後、区の職員などによる企画選定委員会で最終の演芸内容を決定しているというところでございます。

今回、こちらのコロッケさんになった経緯といいますか理由としましては、その過程の中で得票数が高かった、あと、点数が高かったといったようなところが理由でございます。

○おのでら副委員長 昨年も質問させていただいたと思うんですけども、参加率がやっぱり低いということが、私、ずっと気になっていて、今回、芸人の方を起用されるということで、その参加率がどうなるのかというのはすごく注目しているところではあるんですね。これもちょっと代表質問のときにも申し上げたんですけども、参加していない人の意見をどのように聴取するかというのが、今後このイベントが活性化したり、参加率が上がるということが重要になってくると思うんですね、そのポイントが。

そういう意味で、今回、招待状を送られて、何らかのご返答があると思うんですね。ないのか、あるのかだと思うんですけど。その招待状の中に、例えばもう既にアンケートを入れていただいて、参加しない理由というのを聴取するということは可能なんじゃないでしょうか。

○窪田福祉総務課長 はい。ちょっといろいろ作業のほうが進んでおりまして、今の時点でちょっとアンケートを追加で入れるというのは、ちょっと難しいところがございますが、ちょっと何らかの形で、いらっしゃらない方のお声が聴取できるようには考えてまいりたいと思っております。

○西岡委員長 はい。よろしくお願いします。

ほかにごございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）令和6年度敬老会の実施について質疑を終了いたします。

以上で日程2、報告事項を終わらせていただきます。

次に、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、執行機関のほうから何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前11時16分閉会